

法第 2 条（用語の定義）ラック倉庫

ラック倉庫（立体自動倉庫）の取扱い基準

第 1 階数の算定

当該部分の階は 1 とする。

第 2 床面積の合計の算定

- ① 法第 3 章（第 5 節を除く。）の規定を適用する場合の床面積の合計は、床面から当該部分の高さ 5 m 毎に床があるものとして算定する。
- ② 法第 3 章（第 5 節を除く。）以外の規定を適用する場合の床面積の合計は、当該部分の階数を 1 として算定する。

第 3 形態による構造制限

当該建築物の構造は、地盤面からの当該部分の高さ及び床面積の合計（第 2 ②による。）に応じて、次の表による。ただし、軒高が 10 m を超えるもので、令第 109 条の 3 第 1 項第 1 号の規定による準耐火建築物とするものにあつては、当該建築物の部分の外周にある主要構造部である柱は、耐火構造としなければならない。

		当該部分の床面積の合計（㎡）			
		500 未満	500 以上 1,000 未満	1,000 以上 1,500 未満	1,500 以上
当該部分の 高さ (m)	10 未満	—	耐火建築物又は準耐火建築物		
	10 以上				
	15 未満	耐火建築物又は 令第 1 0 9 条の 3 第 1 項第 1 号の規定による 準耐火建築物			
	15 以上				

第 4 危険物の貯蔵について

当該部分に、令第 116 条第 1 項の表に規定する数量以上の危険物を貯蔵するものは、耐火建築物又は準耐火建築物（ロ準耐）としなければならない。また、屋根の構造については、消防機関と協議すること。

第 5 防火区画

- ① 令第 112 条第 1 項から第 4 項までの適用にあつては、当該部分は同条第 1 項第 1 号の建築物の部分とする。
- ② 当該部分の高さが 15 m を超えるものにあつては、令第 112 条第 9 項により防火区画する。
- ③ 当該部分とその他の用途部分は、令第 112 条第 13 項により防火区画する。

第 6 開口部の防火措置

当該部分の外壁に設ける開口部には、防火設備を設ける。

第 7 避難施設等

- ① 当該部分には、原則として直通階段、避難階段、特別避難階段、非常用の照明装置、非常用の進入口及び非常用のエレベーターの設置を要しない。
- ② 当該部分が令第 1 2 6 条の 2 第 1 項第 4 号又は平成 1 2 年告示第 1 4 3 6 号の規定に適合する場合は、排煙設備の設置を要しない。

第 8 積載荷重

- ① 当該部分の積載荷重は、積載物の種類及び各棚の充実率の実況に応じて計算する。
- ② 各棚の充実率は、応力及び外力の種類に応じて、次の表によることができる。

応力の種類	荷重及び外力について 想定する状態	ラックの充実率 (%)	備 考
長期の応力	常時	1 0 0	
短期の応力	積雪時	1 0 0	
	暴風時	8 0	建築物の転倒、柱の引抜等を検討する場合は、ラックの充実率を 5 0 % とすること。
	地震時	8 0	

第 9 荷役運搬機械

専ら荷役運搬の用に供する特殊な搬送施設は、法第 2 条第 3 号に該当する昇降機とはみなさない。

第 1 0 備考

- ① 第 2 の床面積はラック部分全体の床面積を算定するものとし、スタッカークレーンの移動部分を含む。
- ② 第 5 ③の「当該部分」には原則として作業の用途に供する部分を含まないものとし、物品保管の用途に供する部分と作業の用途に供する部分は防火区画を要する。